

社会新報

社会民主党全国連合機関誌宣伝局

〒100-8909 東京都千代田区永田町1-8-1

週刊(水曜日発行) 定価180円 1ヶ月 700円 送料160円

号外三春版 2010.09.26

9月定例会（9月3日）一般質問、佐藤弘議員は「子育て支援について」と「観光協会について」の2件、質問致しました。

今回は「子育て支援について」の全内容を掲載しました。

「子育て支援について」

佐藤 弘議員

私は3月定例会の一般質問において「幼児の保育と教育について」お尋ねいたしました。

その中で『幼稚園に入れる保育所に入る「お宅は親みんな家にいるから保育所には入れないよ」とかそういうことが現在あるのかどうなのか、ようするに保育所なり幼稚園なり町立であれば選べるのか』の質問に「幼稚園それから保育所の選択にかかわる問題だと思いますけれどもこれにつきましては、保護者の方のご希望によってそれぞれのニーズ』によって選択していくだいているものというふうに考えております。」との答弁がありました。

後日答弁者に確認をいたしましたところ、親が家にいる仕事をしていないなら保育所に入れることはできないということでした。

常々町長は少子化のおり子は3人産んでほしいといっております。

そこで子供3人産みました。ひとりは1年間母親が仕事を辞めて自分で見たいが上ふたりは保育所で預かってほしいと願っております。

子育て支援の立場でも保育所に入れることはできないと言えるのでしょうか。

お答え願います。

鈴木町長

4番議員の、子育て支援に関する、認可保育所への入所についてお答

えいたします。

ご質問にあるようなご家庭は、ご苦労が多い状況にあると思われます。

三春町は、子育て支援の充実を町政の大きな柱の一つとして取り組んでおりますが、この観点から、現時点での対応可能な方策として、母親の出産に伴う入所要件を、出産後3ヶ月以内としていることの大幅な緩和が考えられますので、今後早急に検討を進めて参ります。

ご承知の通り、認可保育所への入所につきましては、厚生労働省が入所基準を始め、多くの通達・通知を発しております。さらに、幼稚園と保育所の垣根を取り払う事など、大きな制度の見直しに取り組んでいると、聞き及んでおります。保育所などにおける保育の実施は、子育て支援の大きな要素であります。国の動向などを見極めつつ、そのあり方についての検討を継続し、色々ご意見を戴き、着実に子育て支援を充実して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

佐藤 弘議員

今の答弁では、今後、検討を、緩和の検討をしていきたい、ということですけれども、さらに国の幼保一元化の問題も含めて、国の動向も、という事でありますので、いずれにしろ、二、三年後になるのかなというくらいがするのであります。

私は、出来るだけ早めにすべきではないか。それがやっぱり、少子化対策の最たる、子育て支援、まして、私が申し上げたいのは、自分の子供を、母親が一年間自分の母乳で育てたい、そういう願いで仕事を辞めてまで、その子供を育てる。しかし、上に2歳なり3歳なりの子供が居てとてもじゃないが大変だと、その子供を預けてくれと。切なる願いであると、私は思うんです。ところが今の、ある意味では決まりで言えば、「仕事をしていかなければ、とにかくダメ。仕事をしなさい。そうしたら預かる」と。簡単に言えば、そういう決まりなんです。私はやっぱり、自分の子供を自分が育てたいという願いが優先をすべきではないか。従って、そういう親に対しては「立派な親だ」と私は言いたい。従って、なおかつ、そういう母親に対して、支援の手を何とかして一日でも早く差し伸べる対策を講じていく。それが、町当局が

今、やるべき事ではないかと、考えておりますので、再度、その決意の程をですね、お聞きをしたい。

尚、保育所入所についてでありますけれども、簡単に言えば、保護者が仕事や病気、その他の事情により、家庭での保育が出来ない場合、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。ま、こういう風に謳われていてる訳でありますけれども、今言いました中に『その他の事情により』という事がある。

この『その他の事情により』というのを、どういう風に捉えて、現在、その他の理由でもって入られている、幼児がどれだけ居るのか。

昨年の、21年度の事務報告書においては『その他』については15名、第一保育所15名という事で報告がなされております。ただ、『その他』って言っても私、全くどういう、具体的に『その他』でも色々あると思うんですけど。この『その他』で対応できないものかと、ちょっとと思いましたものですから、その辺も含めて、答弁をよろしくお願ひをしたいと思います。

鈴木町長

考え方としては、4番議員と同感であります。ただ、認可保育所は厚生労働省のいろんな基準がございます。ただ、今おっしゃっている件につきましてはですね、町の要綱の見直しによって、ある程度今までよりは緩和できると、こういう事が判りましたので、最大限、町で出来る方策を見つけながらですね、積極的に取り組んで行きたいと、こういう風に思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

大内教育次長

最後にお正しのありました、『その他』の件でございますけれども、町の保育所の自主基準に拠りますと、いわゆる、なんと言うんですかね、『求職中』という表現なんですけれども、そういう分類に当たると考えております。

以上でございます。

佐藤 弘議員

今の町長の答弁で止めようかなと、こう思ったんですけれども、課長の答弁がありましたので。『その他』「求職中」という言葉を使いました。

「休職中」というのはひとつは考えられるのは「育児休職」という事。

仕事をやっている、育児休職を取った。しかし、育児休職を取った時は、母親は、ま、父親でもいいですが、母親が取ったとすれば、母親が家に居るんですね。そして、ま、仮に、産まれたばかりの子を見る。ところが、2歳3歳の子供は今まで保育所に預けているから、そのまま。という形になることを言ってるのか、仮にそうだとすれば、家に居ることには変わりは無いんじゃないかと。

また、休職中であるという事、単に「育児休職」じゃなくて「休職中」って事は同じ事ではないのか。家に居る。ただ、今まで仕事を持っている、休職中で、休職中だからそのうち仕事に入るって言う事があっても、実際、仕事を辞めて子供を育てたい、しかし、1歳になれば保育所に預けてまた仕事をしたい。どこが違うのか。

言葉そのものの意味は違いますけれども、現状的には全く変わりは無いだろうと思いますので、その辺も含めて、先ほどの町長答弁で、対応をお願いをしたい。よろしくお願ひをします。

違うとすれば答弁をしていただきたい。違うく無ければ、答弁無しでも結構であります。

大内教育次長

大変失礼をしました。あの、厚生労働省の基準によりますと、どちらも、職を求める方も、それから、育児休業っていうんですか、こういった方も、保育所で、子供さんを預けられる事に、原則的になっております。以上でございます。

以上